令和3年度防府市国民健康保険運営協議会

議事録

令和4年2月3日(木)

 $14:00\sim15:00$

防府市議会棟 3階 全員協議会室

議題

- 1 諮問事項
 - ・基礎賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、63万円を65万円とする。
 - ・後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、19万円を20万円とする。
 - ・介護納付金賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 また、賦課限度額についても、令和3年度と同額とする。

2 説明事項

- ・ 令和3年度国民健康保険料率及び賦課限度額
- 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計決算見込
- ・ 令和 4 年度国民健康保険料率及び賦課限度額(案)
- その他
 - (1) 出產育児一時金
 - (2) 未就学児に係る均等割額の軽減
 - (3) 新型コロナウイルス感染症への対応

○ 出席委員(13人)

(被保険者代表)

熊安 悦子、石田 浩三、末冨 豊利、山田 まゆみ (医師薬剤師代表)

山本 一成、村田 敦、深野 剛史、椎木 康之 (公益代表)

太田 秀信、大田 操、山本 佳良子

(被用者保険等保険者代表)

鈴木 涼子、松村 訓規

○ 欠席委員(2人)

(公益代表)

安藤 敬子

(被用者保険等保険者代表)

弘中 克治

○ 市側出席者

池田市長、入江生活環境部長、金澤生活環境部次長、柳保険年金課長、石光保険年金課長補佐、沼田国保資格係長、松崎主任主事

〇 傍聴人

1人

課 長 ただ今から防府市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 ここで、市長が御挨拶を申し上げます。

市 長 防府市国民健康保険運営協議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本会は、新たな委員に就任されて初めての運営協議会となります。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づき設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議していただくこととなっております。

現在、県内の他市と同様に、本市の国民健康保険の被保険者数は減少しており、それに伴い保険料収入も減少しております。

一方で、療養給付費についても被保険者数の減少に伴い、全体では減少傾向ですが、一人当たりの療養給付費が増加傾向にあり、将来的には財源不足が見込まれています。

このように厳しい財政状況ではございますが、私としては、現行の保険 料水準をできるだけ長く維持していけるよう、努めてまいりたいと考えて おります。

本日は、令和4年度の保険料率及び賦課限度額について、御審議いただきます。

どうぞ、十分な御審議を賜わりますようお願いいたしまして、御挨拶と いたします。

長 被保険者代表委員、医師薬剤師代表委員、公益代表委員、被用者保険等保険者代表委員のうち、各委員1名以上を含む半数以上の委員の出席(15名中13名の出席)により、防府市国民健康保険条例施行規則第3条の規定に基づき、本会議が成立している旨を報告します。

<会長選出>

課

会長は、国民健康保険法施行令第5条により、公益代表の委員から選出することになっており、事務局から、前回と同様、今回も民生委員・児童委員協議会推薦の太田秀信委員を推薦したい旨提案したところ、異議なく 賛同を得て決定した。

会 長 ただ今、皆様から御推薦をいただきました太田でございます。 皆様方の御指導、御協力をお願いいたしまして、この大役を無事務めた いと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。 ここで本日の会議は、公開としたいと思いますが、お諮りします。

委員異議なし。

会 長 本日の会議は公開と決定します。

また、署名委員については、被保険者代表の熊安委員、医師・薬剤師代表の村田委員にお願いします。

署名委員 承諾します。

<市長 諮問書を読みあげ、会長に手交>

市 長 国民健康保険法第11条の規定により、以下の事項について防府市国民 健康保険運営協議会の意見を求めます。

- 1 基礎賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、63万円を65万円とする。
- 2 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、19万円を20万円とする。
- 3 介護納付金賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 また、賦課限度額についても、令和3年度と同額とする。 よろしくお願いいたします。

課 長 市長は公務のため、一時退席させていただきます。

<市長 退室>

会 長 諮問事項等について事務局から説明をお願いします。

課長補佐 お手元にお配りしました「諮問書」の写し、「令和3年度防府市国民健康保険運営協議会資料」及び「国保・年金の歩み」に基づき説明します。

保険料率については、平成20年度から本年度に到るまで、増額することなく料率を据え置いております。

また、令和3年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額が63万円、後期高齢者支援金等賦課額が19万円、介護納付金賦課額が17万円、合わせて99万円となっており、前年度と同額に据え置いております。

令和3年度の決算見込については、歳入、歳出とも、今後の収納状況など、不確定要素を含んだ見込額であるため、今後も見込額が変わったり、 実際の決算時には、見込みとの差が生じることもございますので御了承く ださい。

基金積立金については、この度の決算見込で次年度繰越金を約6億円見込んでおりましたが、次年度繰越金は必要最小限の額とし、それ以外の5億9,855万8千円を基金へ積み立てる予定としております。

この基金は、将来の財源不足に備えてのもので、平成30年度に国保の 運営が都道府県化され、当面の対応として、繰越金の基金への積み立ては しておりませんでしたが、繰越金を必要最小限なものとし、基金に積み立 てるものです。

令和3年度決算見込みにおける実質単年度収支は、赤字を見込んでおり、長期的な収支についても、被保険者数の減少や被保険者一人当たりの 医療費の増加などにより赤字が見込まれます。

そこで、令和4年度の保険料率については、将来的な財源不足に備えて 保険料率の改定は行わないことを考えております。

令和4年度の保険料率を令和3年度と同率にすることで、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込額は減少しますが、基金等の活用を図ることなどにより、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増を避けることができると判断しております。

なお、今後も被保険者数の減少や、一人当たりの医療費などの動向を注 視しながら、令和5年度以降についても、基金等の活用を図ることなどで、 現行の保険料水準をできるだけ長く維持してまいりたいと考えておりま す。

また、令和4年度国保料の賦課限度額については、国が全体で3万円引き上げる方針を示していることから、本市においても、その方針に基づき、令和4年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額保険料は、現行の63万円を65万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額保険料は、現行の19万円を20万円に引き上げ、介護納付金賦課額保険料は、前年度と同額に据え置くことを諮問させていただいております。

次に、出産育児一時金については、産科医療補償制度の見直しに併せた 健康保険法施行令等の一部改正に伴い、防府市国民健康保険条例に基づく 出産育児一時金の額についても、健康保険法施行令に準じて改正を行い、 引き上げを行いました。

未就学児に係る均等割額の軽減については、国民健康保険法施行令の一

部改正に伴い、国民健康保険世帯の未就学児に係る均等割額について公費 により5割軽減するもので、令和4年度の保険料から軽減措置を行いま す。

新型コロナウイルス感染症への対応ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免及び新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、令和2年度から行っております。

以上で説明を終わります。

会長、宜しくお願いします。

会 長

ただ今、事務局から説明がございましたように、本日の諮問内容は、基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額の各保険料率については、据え置きとし、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、引上げるとするものでございます。

御審議いただきたいと思います。

A 委 員

先ほどの説明の中で、防府市の国民健康保険事業における将来的な収支は、赤字が見込まれるため、基金等を活用して、できるだけ長く今の保険料を維持していかれるとのことでしたが、将来的な赤字を少なくするための方策として、どのようなことを考えておられるのか教えてください。

課 長

防府市としては、将来的な赤字を少なくする方策としては、発病後治療から予防医療にシフトすることにより医療費の適正化を図ることが重要と考えております。

その中でも、特に力を入れている事業は、保健事業の一つで、生活習慣病の早期発見・早期治療のために実施する特定健康診査の受診率向上でございます。

特定健康診査の受診率は、令和元年度まで27%から29%で推移して おりましたが、令和2年度の新たな取り組みとして、AIを活用した未受 診者への受診勧奨を開始したことにより、受診率は、前年度比1.4%増 の30.7%となりました。

また、令和3年度においても、受診しやすい環境を整えるため集団健診の回数を増やすなどしてまいりました。さらに、令和4年度には、新たな取り組みとして電話による受診勧奨を検討しており、更なる受診率向上に努めてまいります。

特定健康診査同様の予防医療である人間ドックについても、令和3年度は、対象者全員に受診券を送付するなど受診率の向上に努めたところ、受診者は、12月現在、前年比3割増しとなっております。

A 委 員 防府市では、特定健康診査や人間ドック以外には、どのような保健事業をされているのか、併せてお伺いします。

課 長 特定健康診査や人間ドック以外にも、特定保健指導、糖尿病性腎症重症 化予防事業、ジェネリック医薬品の普及啓発などの医療費の適正化の保健 事業に取り組んでいます。

> 防府市としては、今後も、医療費の適正化に向けて、取り組んでまいり たいと考えております。

A 委 員 被用者保険の財政も今後、非常に厳しい状況となることが見込まれています。

そうした被用者保険側の財政状況を踏まえて、現役世代の方からも国保 財政に対して支援されていることについて、ぜひ市民の方々に分かりやす く周知をお願いしたいところです。

その上で、健康づくりですとか、医療費の適正化といった取組みについて、すべての保険者、被用者が徹底して取り組んでいかないといけない課題となっているかと思いますので、そこも併せて、ぜひ周知をお願いできればと思っております。

会 長 ほかに意見はありませんか。

無いようですので、答申案についてお諮りします。 諮問のとおりとすることについて、いかがですか。

委員異議なし。

会 長 ここで答申書作成のため、暫時、休憩とします。

<市長 再入室>

会 長 休憩を閉じ、会議を再開します。 それでは、答申案のとおり決定させていただき、市長に答申書をお渡し します。

<会長 答申書を読みあげ市長に手交>

会 長

- 長 1 基礎賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、63万円を65万円とする。
 - 2 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、19万円を20万円とする。
 - 3 介護納付金賦課額保険料率を令和3年度と同率に措置する。 また、賦課限度額についても、令和3年度と同額とする。

市 長

国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について、慎重なる御審議をいただき、感謝申し上げます。

いただきました答申の趣旨を踏まえ、今後とも健全な国保運営に、しっかりと取り組んでいく所存でございます。

会 長

市当局におかれては、今後とも国民健康保険事業の健全かつ適正なる運営に努められることをお願いします。

課長

以上をもちまして、運営協議会を終了します。